

法人県民税についてのお知らせ

法人県民税法人税割の税率の特例措置の
適用期限が延長されました。

本県では、法人県民税法人税割の税率を1.8%とする特例措置を講じていますが、この特例措置の適用期限が、次のように5年延長されました。

改正前

令和8年3月31日までに終了する
事業年度分について適用



改正後

令和13年3月31日までに終了する
事業年度分について適用

特例税率が適用される法人の範囲は、従来と同様、次のとおりです。

- ◎ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ◎ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税額が年1,000万円を超える法人等
- ◎ 保険業法に規定する相互会社
- ◎ 清算中の法人、特定目的会社、投資法人、法人課税信託の信託資産等

なお、特例税率の適用対象法人に該当しない場合の法人税割の税率は、1.0%です。



青森県・県税事務所